

# サイバーストーキング

鈴木 晃

## 1 はじめに

### 2 エマ・オーグルヴィーの見解

(1) ストーキングとサイバーストーキング

(2) Eメール・ストーキング

(3) インターネット・ストーキング

(4) コンピュータ・ストーキング

### (5) 対策と立法

① 個人的防衛

② 技術的調整

③ 立法的対応

### (6) 結論

3 サイバーストーキングとストーカー行為等規制法

(1) サイバーストリーキングの特徴

(2) ストリーカー行為等規制法

4 まとめ

1 はじめに

本稿は、サイバーストリーキング (Cyberstalking) に関して<sup>①</sup>、エマ・オーグルヴィー (Emma Ogilvie)<sup>②</sup>の主張を紹介し、さらにそれと関連する限度で、平成二二年一月二四日から施行された「ストリーカー行為等の規制等に関する法律」について、若干の考察を行うことを目的とする。

一九九九年九月一六日、アル・ゴア前副大統領は、サイバーストリーキングに対処するための連邦法の制定の必要性を訴えた。単なる現実世界におけるストリーキングだけでなく、Eメールやインターネット利用のストリーキングの規制の必要性が確認されたのである。

しかしながら、現実世界におけるストリーキング自体の犯罪性について、すでに問題が存在する。刑法と軽犯罪法との中間に存在すると思われるこの行為は、一方において刑法犯ほどの可罰性が認められないと共に、他方では、軽犯罪としての処罰では犯罪と刑罰の不均衡が生じ、また犯罪予防の実効性が担保できないのである。しかも、恋愛感情が介在するケースも多く、犯罪行為とそうでない行為との境界が曖昧で、警察の民事不介

入の態度もあって、これまではストリーカーへの対応は遅れがちであった。平成二二年の法律はストリーキングを犯罪として類型化し、規制の実効性を上げようとしたものである。しかしながら、その構成要件には必ずしも明確でない点もあり、ストリーキングがこれによって効果的に、また適正に規制されるかどうかは、今後の運用に依存するものといえる。

このようなストリーキング自体の問題性を考慮すると、サイバーストリーキングについては問題はさらに複雑である。ストリーカーと被害者との現実的接触を欠く点で、その犯罪性、可罰性は当然不明確ならざるをえないであろう。それは、サイバーストリーキングについての一般の理解がまだ十分とはいえない点に原因があるともいえる。エマ・オーグルヴィーは、まずその点について明確にすることからはじめ、その対策を検討するのである。

## 2 エマ・オーグルヴィーの見解

本章においては、比較的詳細に、オーグルヴィーの主張を紹介することとする。オーグルヴィーは、サイバーストリーキングを三つの類型に分類し、その対策について論じている。以下、順に紹介していく。

### (1) ストリーキングとサイバーストリーキング

ストリーキングは比較的最近の犯罪であり、それに対するオー

ストラリアの立法は一九九〇年代中頃から始まった。しかし、ストーキングの定義には様々なものがある。たとえば、「望まれないコミュニケーションや接触を他人に行おうとするような、繰り返されるしつこい試みを含む、様々な行為」(Mullen et al. 1999, p.1244) であるとか、「表面上は罪がないようにみえるが、当該状況において考察すると、相当に威嚇の意味をもつ行為によって、ある人が他人にある程度のおそれや恐怖を引き起こす場合」(Goode 1995, p.23) とか、「人の安全を脅かす他人への意図的で悪意のある反復するつきまといおよび迷惑行為 (following and harassing)」(Gothard 1995, p.256) といったものがある。

ところで、サイバーストーキングは、それが心配とおそれを抱かせるようなしつこい行為を具体化するという点で、伝統的形式のストーキングと同じである。しかしながら、新しい技術の到来とともに、伝統的ストーキングは、Eメールやインターネットのような媒体を通じて、全く新しい形式として考えられるようになる。すなわち、それはサイバーストーキング (Cyberstalking) である。サイバーストーキングは、その犯罪の性質が、新しいテクノロジーと新しい威嚇行為の要素を具体化するもので、メディアと民衆の注意を集めている。不幸にも、我々は、サイバーストーキングの現実を把握するような経験的研究を未だ行っていないので、實際上、この犯罪について確定的な評価することは不可能である。

しかしながら、サイバーストーキングは、伝統的な形式のストーキングよりも一般的であるかもしれないと主張されてきている。これは、フリー・メールやチャット・ルームを含むインターネットの基本的装置が、膨大な領域の潜在的被害者との接触を容易にするからである。たとえば、「ひとりのユーザーが、電話をしたり手紙を書くのに要する時間よりもはるかに少ない時間で数百の人に、同じファイルを送ることができる」(Masters 1996)。ところで、サイバーストーキングの方法にはインターネットの利用方法によって、三つの方法が想定される。第一に、Eメール・ストーキングであり、それは、Eメールを介しての直接的コミュニケーションである。第二に、インターネット・ストーキングであり、それは、インターネットによるグローバルなコミュニケーションである。第三に、コンピュータ・ストーキングであり、他人のコンピュータの無権限コントロールである。

## (2) Eメール・ストーキング

現実社会におけるストーキングの最も一般的な形式は、電話をしたり郵便を送ったり現実の監視をする行為を含むものであるが (Burgess et al. 1997; Mullen et al. 1999; Tjaden 1997)、サイバーストーキングは多くの形式をとりうるものである。望んでいないEメールは、最も一般的な形式のハラスメントの一つであり、それには憎しみやわいせつや威嚇のメール

を含む。他の形式のハラスメントは、被害者にウィルスや大量のジャンク・メールを送付するものである。これらは厳密に言うところストッキングとして定義されるかどうかは微妙であるが、しかし、もしこれらのコミュニケーションが威嚇要素を含む方法で繰り返し行われるならば、それは、ストッキング「関連行為」として類型化される。

多くの点で、Eメールを介したストッキングは、伝統的なストッキングと類似する。もしストッキング行為の最も一般的な形式が、電話や郵便であるなら、ストーカーによるEメールの採用は、驚くに値しない。手段として、Eメールは、電話の即時性と、手紙の遠隔性を備えたものである。Eメール・ストッキングは、現実には、電話よりも侵人的でないという主張がある。なぜなら、被害者は、何らかの疑いのあるか、あるいは望んでいないメッセージを開くことなく消去することによって、交流を根絶することができるからである。しかしながら、この主張は、Eメール・コミュニケーションの社会的意味を否定するものである。電話ストッキングと同様に、Eメール・ハラスメントは私的空間への望まれないおそろくは威嚇的な侵入を構成する。

現実世界におけるストッキングと同様に、Eメール・ストッキングは、人と関係を始めたり、修復しようとしたり、威嚇したり傷つける試みから結果として生じうる。しかし、起訴されるケースは、最後のカテゴリに属する傾向がある。たとえば、

クイーンズランドで起訴された最初のケースにおいて、友好的なEメール文書を受け取った女性が、その後その文通をやめようとする、より威嚇的になった。彼女はとうとう、その犯罪者から死の威嚇を受け、「輪姦し、それをビデオにとって、インターネットにアップロードする」という威嚇を受けた(Keim 2000)。

また、あるアメリカのケースでは、ある大学生が、ネットを通じて五人の女子学生の情報を買った後、彼女たちに、死の威嚇や、生々しい性描写や日常的活动への言及を含む一〇〇以上のメッセージを送った(Grabosky 2000)。同様に、カルフォルニアにおいて、ある大学生は、一九九六年に、五人のアジア系学生に送ったEメールが原因で起訴された。匿名のメッセージには「アジア人嫌い」とサインがあり、「俺は個人的におまえらすべてを見つけたし殺すだろう」と書いてあった(Masters 1998)。

これらのハラスメントは、伝統的形式の「郵便」ストッキングと非常に似ているために、起訴がなされたということが出来る。その犯罪者のEメールは追跡されるし、その同一性は、手紙が郵便システムによって追跡されるのと同じ方法で確認される。これらのケースの大部分は技術的には単純なものであるし、また、Eメールは単にコミュニケーションの代替的形式として使われたにすぎない。しかしながら、これは常にそうであるというわけではない。Eメールの匿名性は、より効率的に

自分の痕跡を消そうとするストーカーのために、有利に作用する。

(3) インターネット・ストーキング

Eメール・ストーキングは、伝統的なストーキングと類似しているのであるが、インターネット・ストーキングは、若干の相違がある。ストーカーは、被害者を中傷し危険にさらすために、より広範にインターネットを使用するのである。ここでは、サイバーストーキングは私的次元よりも、公的次元において行われる。

ある事例において、女性の大学講師は、数年間ストーキングされた。彼女の前のボーイフレンドは、彼女が普段訪れるチャット・サイトを訪れ、サイトからサイトへと彼女を追いかけ、彼女がどこへ行くのかを記録した。彼はまた、彼女が普段よくいるサイトと彼女が訪れたボルノ・サイトの両方を含む様々なチャット・サイトに、彼女についての誤った情報を書き込んだ。そして、とうとう彼は、ネットを介して彼女の若い頃のセミ・ポルノ写真をアップロードした (Gilbert 1999)。別の事例では、女性が六ヶ月間ストーキングされた。ストーカーは、チャット・ルームに、レイプして殺すという威嚇文書や、個人的な情報と共に、ネット上に彼女の修正を加えたポルノ写真をアップロードした (Dean 2000)。

このようなサイバーストーキングの第二の類型において問題

であるのは、それが「現実的空間」にはみ出るように思えるということである。この類型では伝統的のストーキング行為を伴うことに特徴がある (Laughren 2000)。しかし、現実的空間におけるストーキングは、被害者の近くにおいてストーキングをする。彼らは被害者が自分を見ることを望み、自分がそこにいることを知ってほしいのである。彼らは被害者の反応を餌としている。この類型において、サイバーストーカーは、現実空間にはみ出ているようにみえても、なお彼らはサイバースペースにとどまるという点で、「伝統的な」ストーキングとは異なるものである。「伝統的な」ストーキングと家庭内暴力と女殺しとのリンクは「現実生活において」経験的に示されてきた (Burgess et al. 1997; Kurt 1995; McFarlane et al. 1999)。しかし、多くのサイバーストーキングは、主として感情的苦悩と恐れと心配を引き起こすのみである。しかしながら、これは、心配と恐れを引き起こすことが、刑事制裁をうけないとか、サイバーと現実とが本質的に関連していないということではない。サイバーストーキングは、現実世界の行為の電子的な前兆でありうるのである。

サイバーストーキングとストーキングとの限界が曖昧であることを示す事例は、求愛行為が二八歳の女性によって拒絶されたロサンジェルス警備員のケースである。仕返しに、彼はチャット・ルームで彼女になりすまし、彼女の名前と住所と電話番号をインターネット上に流し、彼女が強姦の幻想を満たしてくれ

る男を捜しているということをアップロードした。この書き込みの結果によって、その女性が、「真夜中に何回もドアをたたき、強姦するためにそこにいると叫ぶ男たちによって起こされる」ということになった (Maharaj 1999)。

おそらく、サイバー世界と現実世界とのこの融合の最も不幸な事例は、高校で自分が恥をかかせられたと信じている青年が、女性の同級生について、約二年間、彼女の個人的な事情についてネット上にアップロードし続けたケースである。彼は、彼女の社会保障番号とナンバープレートと仕事の場所を発見し、ウェブサイトで彼女を殺す彼のプランを詳細に述べた。彼がそのサイトにそれをアップロードしてからほんの四一分後に、彼はその女性の仕事場に行き、彼女が自分の車に乗ろうとした際に彼女を撃ったのである (Romei 1999)。

#### (4) コンピュータ・ストーキング

以上のサイバーストーキングについては、被害者の回避行為すなわちストーリーカーとインターネット上の関係を持たないことによって、ある程度予防することができる。

しかしながら、第三のカテゴリーであるこのコンピュータ・ストーキングについては、そのような回避行為が功を奏しない。ここにおいては、ストーリーカーは、インターネットとウィンドウズOSの仕組みを悪用するのである。

インターネットに接続する個人の「ウィンドーズ・ベースの」

コンピュータが、インターネットに接続された他のコンピュータによって確認され接続されるということは、おそらくあまり認識されていないであろう。この「接続」は、典型的なインターネットの関係を特徴づける第三者を介しての「リンク」ではない。むしろ、それは、不法侵入者がターゲットのコンピュータへの支配を行う、コンピュータ間のコネクションである。このコネクションを行うためには高度の知識が必要であるが、それを行うための革命的に簡単な「スクリプト」が自由に利用可能であり、現にそれはインターネット上からダウンロードされる傾向にあると考えられる。

これによって、サイバーストーカーは、ターゲットとなるコンピュータが何らかの方法でインターネットに接続するや否や、そのターゲットと直接にコミュニケーションできる。これに対抗するには、被害者が、インターネットに接続しないか、現在のインターネット「アドレス」を放棄するしかない。これは、人が電話をかけるときにもいつでも、ストーリーカーが接続しており、人の電話をコントロールしているということと似ている。そのストーリーカーを回避する唯一の方法は、完全に電話を接続しないで、全く新しい番号で再接続することである。

事例を紹介しよう。ある女性が、「おまえをゲットする」と書いたメッセージを受け取った。それからその不法侵入者は彼女のコンピュータをコントロールしているということを証明するために、その女性のCD-ROMドライブをオープンした

(Karp 2000)。このテクノロジの最近のものは、リアルタイムのキー打ちのログを可能にし、リアルタイムでコンピュータ・デスクトップを見ることを可能にする (Spring 1999)。そのようなメカニズムは、サイバーストーカーにとって非常に都合のいいツールとなるであろう。

#### (5) 対策と立法

サイバーストッキングに対抗するためには三つの方法が考えられる。つまり、個人的防衛、技術的調整、立法である。

#### ①個人的防衛

個人的防衛戦略はすでに事実上数多く行われている。簡単に他人に個人情報を与えないというのがサイバーストッキングを防ぐ第一歩である。サイバーストッキングに関わる者は、性を中性にしながら年齢もあいまいにするような技術を用いることによって、ストッキングされる可能性を最小にしようとする。個人情報、インターネット上に記録されるべきではない。同様に、プロバイダとの契約の前に、ハラスメントや品位を欠いた行動やサイバーストッキングを禁止する特別の対策があるかどうかをリサーチすべきである。

#### ②技術的調整

サイバーストッキングは、多くの場合、この技術的調整によっ

て解決が可能である。チャット・ルームでも、多くのEメール・サービスでも、現在利用可能な「フィルター」プログラムに個人的に精通していることは、ユーザーが望まないメッセージや、知らないソースから受けるメッセージをブロックすることができる。第三類型のストッキングについては、技術的に他人のコンピュータ・アクセスを許可しないプログラムにより簡単に防御可能である。すでに、Back Orifice や Nebus<sup>②</sup> に対して、IPアドレスの範囲をスキャンするインターネット上で利用できるプログラムが存在する。インターネット・ユーザーが、ウィンドウズの「裏口」から丸見えにされない方法が存在するのである (Norman 1999)。

#### ③立法的対応

立法問題は、困難な問題ではあるが、理論的には、ストッキングをカバーするオーストラリアの現在の立法がサイバーストッキングをもカバーすることが可能である。ビクトリア州のみが、ストッキングに、電子メールその他のコンタクトを含めては、その他の州においても、ストッキングに、(a) 人を監視下に置くこと、(b) 攻撃的な資料を与えたり送ったりして、他人の所有下の財産に干渉すること、(c) 人に電話をかけた時、その他の方法で接触すること、(d) 他人に不安やおそれを生じさせると相当地に予期される方法で行動すること、(e) 他人に脅迫やハラスメントやいじめとなるような行為に関わること、を含めるので、

ここにサイバーストリーキングをも含めて考えることが可能である。ただ、その例外は、ニュー・サウス・ウェールズと西オーストラリアであり、非常に狭いストリーキングの定義をしている。両州は、現実社会におけるストリーキングに限定しているように思える。

さらに、南オーストラリアとオーストラリア首都特別地域においても、ストリーカーが「重大な」不安と恐れを引き起こす意図を持つことを要求されるので、サイバーストリーカーにそれが認められるケースはそれほど多くないことが予想される。<sup>⑩</sup>

しかしながら、一般的に、サイバーストリーキングは、現在のストリーキング立法の問題としてとらえることは可能である。暴力的Eメール・メッセージには、「不安とおそれを引き起こす意図」が肯定できるし、他人のコンピュータのコントロールをすることは、「財産への干渉」を構成すると思われる。

威嚇的Eメールの犯罪化にそれほどの困難がないとしても、サイバーストリーキングの立法についてはさらに困難な問題が存在する。それは、管轄権の問題である。もし、カルフォルニアのストリーカーがオーストラリアの被害者をねらって、ラトビアの匿名者と接続するために、ネバダのインターネット・サービス・プロバイダを使用するとするならば、そのサイバーストリーキングを規制するための管轄権はどこにあるのであろうか。ピクトリア州で起きた同種のケースにおいて、被害者が海外に住んでいたことを理由として、裁判所はサイバーストリーキングの規

制を断念した (Hunt 2000)。

この立法の問題はサイバーストリーキングに限定されない。実際、ほとんどのコンピュータ関連犯罪に存在する本質的問題の一つである。その解決策の一つは、次のようなものである。つまり、各州がサイバーストリーキングのケースについて基本的管轄権を維持し、連邦法が各州間と国家間のコミュニケーション伝達が処理されるための立法上の現存のギャップを修正するために制定されるというものである (Report on Cyberstalking 1999)。しかし、そのような立法政策がとられたとしても、現実にサイバーストリーカーを裁判にかけることには相当の困難性があると思われる。<sup>⑪</sup>

#### (6) 結論

サイバーストリーキングをはじめとするインターネット関連犯罪への対策において重要な点は、インターネットに関する我々の理解が情報交換メカニズムの前インターネット的認識に根ざすよりも、新しいテクノロジー自体の性質の現実的評価から引き出されることを保証することである。サイバー犯罪は現実社会の犯罪と類似する点はあるものの、かなり異なる点もあることを認識する必要がある。

サイバーストリーキングの規制は、伝統的なストリーキングの規制に依存する。たとえば、Eメールによるサイバーストリーキングは、郵便によるコミュニケーションとの類似性があれば、起



訴するのは比較的容易である。しかしながら、サイバーストリーキングにおいては、その事実認定と起訴の点で、現実的困難性がある。伝統的な対策は、それなりに効果はあるが、立法的にも技術的にも、あるいは捜査においても、新しい革新的対策が必要とされている。

### 3 サイバーストリーキングとストーカー行為等規制法

#### (一) サイバーストリーキングの特徴

前章では、オーグルヴィーの見解を紹介したが、その見解は、サイバーストリーキングの独自性を強調しつつも、現実世界のストリーキングとの関連性も問題にするものであった。特に、Eメール・ストリーキングと現実世界のストリーキングとは、その手段における相違はあるものの、犯罪性という点ではそれほど変わりはないといえる。そこからさらに重大犯罪へと発展していく危険性も類似している。オーグルヴィーは、特に、インターネット・ストリーキングについて、直接重大犯罪へと発展する可能性を指摘していた。しかし、サイバーストリーキング自体の可罰性は、十分に認識する必要があるものであり、今後さらに検討されるべき問題である。もっとも、問題は、オーグルヴィーも述べているように、サイバーストリーキングについての信頼される経験的研究が存在しないということである。しかしながら、サイバーストリーキングの性質を考慮すると、「つきまとう」行為は、

現実のストリーキングよりもはるかに容易に行われる。その意味で、サイバーストリーキングは、ストリーキングをハイテクによって巧妙に、しかも簡便に行うものであるということが出来る。したがって、ストーカーは、新しいテクノロジーを手に入れた

なら、容易にサイバーストーカーになりうるものということが出来る。そのような観点からみれば、サイバーストリーキングといえども、ストリーキングの特徴と無縁であるとは考えられない。<sup>12)</sup>

こうして、サイバーストリーキングとストリーキングとの類似性が指摘できるが、もちろんその性質における違いも見逃すことができない。この点については、前章で紹介したように、すでにオーグルヴィーが指摘しているが、簡単にまとめてみよう。

まず、類似点であるが、サイバーストリーキングもストリーキングも、関係のない者によるケースがあるとはいえ、何らかの親密な関係によるものが多い。被害者は女性が圧倒的であるが、男性の場合もある。ストーカーは被害者を支配する欲求によって動機づけられる。それに対して、異なるのは、通常のストリーキングの場合には、場所的近接性が認められるのに、サイバーストリーキングの場合には、それがなければかりか、むしろ遠隔性を利用して側面もある。さらに匿名性を利用して様々なストリーキング行為を行う。また、サイバーストリーキングは通常のストリーキングよりも簡単に行うことができるので、規範的障害が少ない。<sup>13)</sup>これらの相違点を慎重に評価し、サイバーストリーキングの可罰性を確定し、その対策を講じることが肝要である。<sup>14)</sup>

## (2) ストーカー行為等規制法

近年、都道府県警察が相談を受けたつきまとい事案が増加の一途をたどっている。その数だけを見て、平成九年においては六一三四件、平成一〇年には六〇三二件、平成一一年には八〇二一件に上っている<sup>16)</sup>。その中で、傷害や殺人にまで発展するケースがみられるようになり、特に、平成一一年一〇月に、埼玉県桶川市で発生した女子大生刺殺事件がマスコミなどで大きく報道されると、ストーカーの規制の必要性が国民の間でも論じられるようになった。それを受けて、平成一二年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、異例の速さで制定されたのである。

ここで、この法律の一般的な問題点について言及するのは本稿の目的とするものではない。問題は、この法律の射程の問題<sup>17)</sup>つまりサイバーストッキングに適用可能かどうかである。まず、この法律の目的からみてみよう。その第一条には、「この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。」とある<sup>18)</sup>。この法律がサイバーストーカーをも対象とするのかどうかについては、ここから推測はできない。問題は「ストーカー行為等」の意味するものである。法律第二条の二項では、つきまとい等を反復してすることをいう、

とあるので、「つきまとい等」の定義が問題となる。これは同条一項に規定されている。そこで問題になるのは、まず、一号である。そこには、「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。」と規定されている。オーグルヴィーの分類にいうインターネット・ストッキングにおいて、たとえば、被害者が普段よく訪れるチャット・ルームや掲示板などを、通常所在する場所と解釈すれば、この規定に該当すると解釈することができるかもしれない。もっとも、そのように解釈するためには、「見張り」とか「押し掛ける」という言葉を、サイバー・スペースにおけるものとして、一定の読み替えを行わなければならない。それは全く不可能という訳ではないと思われるが、かなり無理のある解釈であることを認めざるをえない。しかしながら、オーグルヴィーの分類のうち、Eメール・ストッキングにしても、インターネット・ストッキングにしても、二条二項の「その行動を監視していると思われるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」、および同条三項の「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること」、さらに同条四項の「著しく粗野又は乱暴な言動をすること」、そして同条七項の「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」、最後に、同条八号の「その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はそ

の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと」という各構成要件には該当するとみられる場合があることは十分に可能であろうと思われる。

特に、Eメール・ストーキングにおいては、ストーキングの方法において電子的通信手段を用いているという点で、通常のストーキングと異なるだけで、その他の点ではかなりその性格が類似しており、構成要件該当の可能性は高まるものと思われる。

次に問題であると思われるのは、法律がストーキングの規制を「恋愛感情その他の好意の感情」を前提としている点である。このような要件は、実態としてストーキングが恋愛感情などから生じることが多いという認識から定められたものであり、ある程度は理解できる。しかし、ストーキングはもちろんそれに限定されるものではないし、他の「正当な」つきまといに不当に介入することを防ぐためとしても、そのような感情の認定は容易ではない。さらに、極論すれば、被害者に恋愛以外の悪意をもってストーキングをする場合には、規制対象外ということになってしまふ。サイバーストーキングの場合においても、同様の問題が生じると思われるが、サイバーストーキングの場合には、その容易性の観点から、通常のストーキングよりも多くの動機が存在すると思われるので、規制が緩やかにならざるをえないものと考えられる。

最後に、オーグルヴィーが指摘していた管轄権の問題に若干触れておこう。<sup>19</sup> もちろん、これはサイバーストーキングに固有

の問題ではなく、コンピュータ・ネットワークの爆発的拡大とともに生じた問題であり、インターネット関連犯罪に共通の問題であるといえる。特に、わが国においては、サイバー・ポルノに関連して問題となることが多いが、問題はサイバーストーキングについても全く同じである。わが国の刑法は基本的に属地主義をとる。従って、日本国内において犯罪が犯される必要がある。ところが、その犯罪地の特定において論争があり、これがインターネット関連犯罪の処罰にも影響を及ぼすことになる。この犯罪地の意義については、一般に、「犯罪構成要件に該当する事実がたとい一部分でも日本国内で発生すれば、それは日本国内で罪を犯したものである」とされており、したがって、「行為が自国外でおこなわれても結果がわが国内で発生すれば、わが国刑罰法規の適用は可能であり、逆の事例すなわち実行行為はわが国でなされたが、結果の発生は自国外であったばあいについても事情は同様である。」<sup>20</sup>ことになる。このような立場を遍在説というが、このうち結果を基準にする説を結果説、実行行為を基準にする説を行為説<sup>21</sup>といって、偏在説とは区別されている。これらの説のうち、遍在説ないしは結果説を採用した場合、たとえば、アメリカ人がアメリカのプロバイダを用いて、アメリカ国内から、サイバーストーキングを行った場合、Eメール・ストーキングであろうと、インターネット・ストーキングであろうと、その結果が日本国内で発生しているならば、国内犯として処罰が可能となる。しかし、そのように考えるな

らば、すでにサイバー・ポルノについて指摘されるように、「世界中のサイバー・コンピュータがわが国の刑法適用の対象となるという運用上の困難」<sup>(23)</sup>が、サイバーストッキングについてもあてはまることになる。理論的にはこのような結論を承認せざるをえないと思われるが、政策的な考慮が必要とされよう。

#### 4 まとめ

本稿では、オーグルヴィーのサイバーストッキングについての見解を紹介し、併せてストーカー行為等規制法におけるサイバーストッキングの処罰の可能性について簡単に言及してきた。ストーカー行為等規制法においても、一定のサイバーストッキングを処罰することが可能であると思われるが、しかし、さらに検討を要する問題もある。基本的には、サイバーストッキングに関する立法が望まれるが、その前提として、サイバーストッキングの可罰性についての経験的研究が行われるべきであろう。その際、単に、サイバーストッキングが殺人や傷害などの重大犯罪を引き起こす可能性を有するからという理由ではなく（もちろんそれも重要な視点であるが）、サイバーストッキング自体が可罰性の十分認められる犯罪であるのかどうかという視点から、検討が進められるべきであろう。その意味で、本稿で紹介したオーグルヴィーの分析には参考になる点も多いと思われる。

ところで、オーグルヴィーが指摘するように、サイバーストッキングを考える場合、現実世界における犯罪の認識方法とは異なる、サイバースペースにおける規範を前提とする新しい犯罪認識が必要となるかもしれない。サイバーストッキングは、「クリックひとつの犯罪」である。その動機は道端に転がっている。しかも、世界を駆けめぐる犯罪でもある。我々はこの新しい犯罪形式に対して、どのような対策が可能なのか。慎重に見極める必要があろう。

#### 注

- (1) サイバーストッキングについての明確な定義は今のところないといえるが、インターネットやEメールや他の電子的通信装置を用いたストーカー行為を指すのが一般的である。Cf. Report on Cyberstalking: A New Challenge for Law Enforcement and Industry, A Report from the Attorney General to the Vice President, August 1999, <http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/cyberstalking.htm>.
- (2) Post-doctoral Fellow, Criminology Research Council, Australian Institute of Criminology.
- (3) この法律の解説としては、参照、檜垣重臣「ストーカー行為等の規制等に関する法律について」ジュリスト一一八五号（二〇〇〇年）四九頁以下、同「ストーカー行為等

- の規制等に関する法律」の概要について」現代刑事法二七号（二〇〇〇年）七十一頁以下、園田寿「ストーカー」法学雑誌三九号（二〇〇〇年）二頁以下、滝川雄一「ストーカー規制法の概要」法律のひろば二〇〇〇年七月号（二〇〇〇年）五二頁以下、岡田久美子「ストーカー行為等規制法」法学セミナー五五〇号（二〇〇〇年）六一頁以下。
- (4) [http://www.zdnet.co.jp/news/9909/17/b\\_0916\\_02.html](http://www.zdnet.co.jp/news/9909/17/b_0916_02.html)
- (5) 現実世界と仮想世界との法規制の相違を認むるが、インターネットの可塑性を念頭に肯定しようとする面もあるが、問題は犯罪主体と被害者も現実世界の人間であり、簡単に現実と仮想とを区別できるものではない。
- (6) この点に関するキースエッセ「Emma Ogilvie, Cyberstalking, September 2000, <http://www.aic.au/publications/landi/landi166.html>」及び「そのリンクエッセ」PDFドキュメントを提供するところ。
- (7) キーズヴァーは「このキースエッセ以下のものは参事文庫を参照すること」。
- Burgess, A., Baker, T., Greening, D., Hartman, C., Burgess, A., Douglas, J. and Halloran, R. 1997, "Stalking Behaviours Within Domestic Violence", *Journal of Family Violence*, vol. 12, no. 4, pp. 389-403.; CBS News 1999, "An Online Tragedy". <http://cbsnews.cbs.com/now/story/0,1597,175566-4,12,00.shtml>; Dean, K. 2000, "The Epidemic of Cyberstalking", *Wired News*: <http://www.wired.com/news/politics/0,1283,35728,00.html>; Gilbert, P. 19

- 99, "On Space, Sex and Stalkers", *Women and Performance*, vol. 17, pp. 1-18.; Goode, M. 1995, "Stalking: Crime of the Nineties?", *Criminal Law Journal*, vol. 19, pp. 21-31.; Grabosky, P.N. 2000, "Computer Crime: A Criminological Overview", paper presented at the tenth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Vienna. <http://www.aic.gov.au/conferences/other/comperime/index.html>; Hunt, E. 2000, "Stalker Law for Locals", *Herald Sun* (Melbourne), 25 July 2000, p. 15.; Karp, H. 2000, "Angels Online", *Readers Digest*, pp. 34-40.; Keim, T. 2000, "Cyberstalk Charge Looms", *Courier Mail*, 27 April 2000.; Kurt, J. 1995, "Stalking as a Variant of Domestic Violence", *Bulletin of the American Academy of Psychiatry and Law*, vol. 23, no. 2, pp. 219-30.; Laughren, J. 2000, "Cyberstalking Awareness and Education". <http://www.aacs.ucalg-ary.ca/~dabrent/380/webproj/jessica.html>; McFarlane, J., Campbell, J.C., Wilt, S., Sachs, C., Ulrich, Y. and Xu, X. 1999, "Stalking and Intimate Partner Femicide", *Homicide Studies*, vol. 3, no. 4, pp. 300-16.; Maharaj, G. 1999, "Chilling Cyberstalking Case Illustrates New Breed of Crime", *Los Angeles Times*, 23 January 1999. <http://www.infowar.com/index.shtml>? [http://www.infowar.com/law/99/law\\_012799a\\_j.shtml](http://www.infowar.com/law/99/law_012799a_j.shtml); Masters, B. 1998,

“Cracking Down on Email Harassment”, Washington Post, November 1888. <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/local/frompost/nov98/email01.html>; Meloy, J. and Gothard, S. 1995, “A Demographic and Clinical Comparison of Obsessional Followers and Offenders with Mental Disorders”, American Journal of Psychiatry, vol. 152, pp. 258-63; The Model Criminal Code 2000, “Chapter 4: Damage and Computer Offences”, Discussion Paper, January 2000; Mullen, P., Pathe, M., Purcell, R. and Stuart, G. 1999, “Study of Stalkers”, American Journal of Psychiatry, vol. 156, no. 8, pp. 1244-249; Norman 1999, “Windows Backdoor Programs”, Security Information: Week 11. <http://www.norman.com/corporate/security/info/1999/11.htm>; Ogilvie, E. (forthcoming), “Legislating, Policing and Prosecuting Stalking Within Australia”, Research and Public Policy Series, Australian Institute of Criminology, Canberra.; Report on Cyberstalking: A New Challenge for Law Enforcement and Industry 1999, A report from the Attorney General to the Vice President. <http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/cyberstalking.html>; Romei, S. 1999, “Net Firms Led Killer to Victim”, The Australian, 4-5 December 1999, pp. 19-22.; Spring, T. 1999, “Hacker Tool Targets Windows NT”, PC World.com. <http://www.pcworld.com/pctoday/article/0,1510,1166>

2,00.html; Tjaden, P. 1997, “The Crime of Stalking: How Big is the Problem?”, National Institute of Justice: Research Preview, Office of Justice Programs, United States Department of Justice.

なお、本文に示した引用はオーグルヴィーによるものであり、その正式の文献名についてはこれらの参考文献を参照し、スターキングにおいても、サイバーストーキングにおいても、その犯罪性については、刑法が対象とする犯罪の準備行為的な性格、あるいは前犯の性格を有するにすぎないという伝統的な見解が存在するものと思われるが、「コンピュータ」で「電子的な前兆」とオーグルヴィーが主張していることが、そのようなものでないことを確認する必要がある。サイバーストーキング自体の犯罪性と予防の必要性を認識した上で、それが位置的に現実世界における犯罪の前に置かれてゐることを説くにすぎないのである。

(9) これらのハッキング・プログラムは、いうまでもなく、他人のコンピュータを支配するプログラムであり、他人のEメールを読んだり、ハードディスクの破壊をしたり、その他、マウス・カーソルを勝手に移動をせたりすることもできる。もっとも、これらはリモート運用ツールとしての側面ももち、その点が開発者の正当性を主張する根拠にもなっている。

(10) これらの法域においては、場所的近接性を欠く場合に、実務がサイバーストーキングを処罰できない可能性を、オーグルヴィーは指摘する。これは場所的近接性が欠ける場合には、サイバーストーカーに被害者に対する明確な意図が認められないと考えるからであろう。確かに仮想空間にお

ける対象は、現実空間におけるよりも、その存在が希薄になることは認めざるをえない。場所的近接性がある場合には、仮想空間においても対象者へのコントロール可能性が高まることも事実であろう。しかし、サイバー犯罪の特質は、そのような現実世界の場所的近接性についての常識を転換するところにあるのである。

- (11) ここでは、刑法の場所的適用範囲の問題が存在する。サイバー・スペースが現実世界と異なり、一つの国境のない大きな世界を形成しつつあることを考慮すれば、サイバーストーキングに限らず、サイバー犯罪自体を一つの独立した裁判管轄権<sup>1)</sup>において取り扱うという主張にも、ある程度の合理性が認められるように思われる。参照、川崎友巳「サイバーポルノの刑事規制(二・完)」同志社法学五二巻一号(二〇〇〇年)三頁。

- (12) 現実世界におけるストーキングについての研究の一例として、Paul E. Mullen, Michele Pathe, Rosemary Purcell and Geoffrey W. Stuart, "Study of Stalkers", 1999, American Journal of Psychiatry, vol. 156, no. 8, pp. 1244-249, がある。この研究は「一四五人のストーカーについて研究を行い、次のような結果を導き出している。ストーカーの七九%が男性である。三九%が失業していた。五二%の者には被害者との親密な関係がなかった。被害者の三〇%は前の配偶者であり、全く関係のない者は一四%であった。ストーカーの類型としては、疎外された者、愛情を求める者、能力に欠ける者、憤慨する者、破壊的な者の五つがあげられる。三〇%の者に誇大妄想がみられる。ストーキングの期間は、四週間から二〇年で、疎外

感をもつ者と愛情を求める者について長くなる傾向がある。ストーカーの六三%は威嚇的であり、三六%は暴力的である。憤慨する者は威嚇的で財産侵害をとめない、疎外された者と破壊的な者は暴力的である。ほとんどのストーカーは孤独であり社会的に能力に欠ける者であるが、被害者を脅す能力はもっている。ストーカー対策には、適切な法的制裁と治療が必要である。

これらの研究成果を一般化することには慎重にならざるをえないが、ストーカー対策においては、このような経験的研究が必要となろう。サイバーストーキングにおいては、その匿名性の問題を考えれば、暗数の問題が深刻と思われるので、このような経験的研究は非常に困難とならざるをえないが、実態把握の試みは持続的に行われなければならないであろう。

- (13) 以上の、相違点については、 Cf. Report on Cyberstalking: A New Challenge for Law Enforcement and Industry, A Report from the Attorney General to the Vice President, August 1999, <http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/cyberstalking.html>.

- (14) ストーキングにせよ、サイバーストーキングにせよ、この種の犯罪の最も注目すべき点は、加害者の犯罪意識に比較して、被害者の被害意識がかなり高いという点である。この点を真剣に考えるならば、サイバーストーキングについての可罰性の問題は、被害者の救済とともに考慮されなければならない。

- (15) これらの数字については、檜垣・前掲(『ストーカー行

為等の規制等に関する法律』の概要について）七一頁を参照。

(16) 一般に、インターネットを利用したストーキングを排除するとされているようであるが、法律の趣旨から全面的に排除すると解釈するのは無理であると思われる。

(17) 平成十二年五月一六日の参議院地方行政・警察委員会における松村龍二議員の答弁によれば、「最近、我が国において、悪質なつきまとい行為や無言電話等の嫌がらせ行為を執拗に繰り返す、いわゆるストーカー行為が社会問題化しており、ストーカー行為がエスカレートし、殺人などの凶悪事件に発展する事案が全国的に見受けられるところがあります。これらの行為については、国民からも特にストーカー行為を規制してほしいとの要望が多く寄せられているところであり、また、その初期段階において法令を適用し、防犯上適切な措置を講ずることが、重大犯罪発生 of 未然防止に極めて有効であると考えられております。しかしながら、特定の者に対する執拗なつきまとい行為や無言電話等は、刑法や軽犯罪法の適用により対応が可能な場合もあるものの、現実には既存法令の適用が困難な場合が大部分であり、これまで有効な対策をとりがたいものであります。そこで、この法律案は、このような現状を踏まえ、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的として立案したものであります。」としている。これは、<http://kokkai.ndl.go.jp/>の国会会議録検索

システムから検索可能である。

(18) この範囲については、平成十二年五月一六日の参議院地方行政・警察委員会における松村龍二議員の答弁によれば、「好意の感情とは、一般的には好きな気持ち、親愛感のことを言いますが、この法律においては、つきまとい等を規制するに当たりまして、恋愛感情その他の好意の感情を充足する目的等も存在要件としておりまして、その感情が充足されるものであることが予定されていることから、単に一般的に好ましいと思う感情だけではなく、相手方がそれにこたえて何らかの行動をとってくれることを望むものを言うと考えられます。また、一例を、本当に一例だけですが申し上げますと、女優、あるいはテレビを見ておりましたその画面に載るニュースキャスター等に対するあこがれの感情など、恋愛感情には至らないものも好意の感情に該当し得るものと考えておるわけでありませう。」とするので、比較的広い範囲を想定したものとと思われる。しかし、本文で述べられるように、そのようにとらえたからといって問題が解消される訳ではない。

(19) 円藤重光『刑法綱要総論(第三版)』(一九九〇年)八七頁は、「刑法の場所的適用範囲の問題を裁判権の問題と混同してはならない。理論的には、裁判権(新刑事訴訟法綱要・七訂版・四七頁以下)の存在を前提として、裁判権が及ぶ者に対して裁判をする際に、日本国の刑法の適用の有無が問題になるわけである。しかし、実際問題としては両者を分けて考察するまでもないので、英米では刑法の場所的適用範囲の問題を併せて『裁判権』の問題として扱うのが通常である。」とする。こいつの問題は、もちろん刑法



の場所的適用範囲の問題である。

(20) 団藤・前掲書八七頁。

(21) 香川達夫『刑法講義〔総論〕第三版』（一九九五年）三二頁。

(22) 町野朔『刑法総論講義案Ⅰ〔第二版〕』（一九九五年）九七頁。町野教授は結果無価値の立場から、結果説を基本的に正しいとされる。

(23) 川崎友巳「ネットワーク犯罪の現状と対策」犯罪と非行二二二号（一九九九年）三九頁、同・前掲論文一八頁。

(24) もっとも、結果（法益侵害・危殆化）を理由とした処罰については、それを保護主義であるとする批判（塩見淳「インターネットとわいせつ犯罪」現代刑事法八号（一九九九年）三九頁）や、「収賄罪についても、外国で賄賂の收受が行われた場合の結果である公務の公正に対する国民の信頼という法益侵害が日本で生じていると考えられるのに、刑法四条が、国外犯処罰規定を設けていることとの対比」上、疑問が残るとの批判（西田典之『刑法各論』（一九九九年）三七三頁）が存在する。なお、犯罪地に関する一般的な議論については、山口厚「越境犯罪に対する刑法の適用」芝原他編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻』（一九九八年）四〇九頁以下、岩間康夫「刑法の場所的適用範囲に関する遍在主義の制限について——インターネット時代を契機に——」大阪学院大学法学研究第二五卷第二号（一九九九年）一頁以下、辰井聡子「犯罪地の決定について（一）（二）（完）」上智法学論集四二巻二号（一九九七年）六九頁以下、四二巻三号（一九九八年）二四五頁以下、同「刑法の場所的適用——国内犯と国外犯」上智法学論集四三

